

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会 6 市町村部会設置規程

(目的)

第1条 「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の運営に関する覚書（以下「覚書」という。）第10条第5項の規定に基づき、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務に係る専門的事項を調査審議するため、幹事会に部会を設置する。

(名称)

第2条 本部会の名称は、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会 6 市町村部会（以下「部会」という。）とする。

(調査審議事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書第4条に掲げる森林整備支援事業の計画及び実施並びにこの規程の第4条第1項に列挙する部会構成自治体への報告に関すること。
- (2) 森林整備支援事業の予算及び決算に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、部会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町並びに東京都の幹事会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

- 2 部会長の指名は、覚書第10条第7項の規定を適用する。
- 3 部会に副部会長を置き、部会長が指名する部会委員をもって充てる。

(職務)

第5条 部会長の職務は、覚書第10条第8項の規定を適用する。

- 2 副部会長は、会長を補佐する。
- 3 部会委員は、この規程に従い議事の審議を行う。
- 4 部会長に事故があるときは、覚書第10条第9項の規定を適用する。

(招 集)

第6条 部会は、幹事会会長が招集し、部会長若しくは部会長が指名した者が議長となる。

- 2 部会は、覚書第7条第2項の規定を準用し、書面開催とすることができる。

(定足数及び表決)

第7条 部会の定足数及び表決は、覚書第8条の規定を準用する。

(部会委員の代理出席等)

第8条 部会委員の代理出席等は、覚書第9条各項の規定を準用する。

(オブザーバーの設置)

第9条 部会は、森林整備支援事業の計画及び実施について専門的及び技術的な助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、森林整備について専門的な見識を有する者のうちから幹事会会長が指名する。

(関係者の出席等)

第10条 部会への関係者の出席等は、覚書第12条の規定を適用する。

(報酬及び費用弁償)

第11条 部会委員への報酬及び費用弁償は、覚書第13条第1項の規定を適用し支給しない。

2 オブザーバー及び前条の規定による関係者には、協議会が定める額の報酬を支給する。

3 オブザーバーが職務のため旅行したとき、及び前条の規定により関係者が部会に出席したときは、覚書第13条第3項の規定を準用し費用を弁償する。

4 費用弁償の種類及びその額は、覚書第13条第4項の規定を適用する。

(事務局)

第12条 部会は、部会の事務を処理するため、事務局を東京都産業労働局農林水産部森林課内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、東京都産業労働局農林水産部森林課長をもって充てる。

3 事務局は、必要な範囲において、その業務の一部を外部に委託することができる。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。